

東京都ひきこもりに係る支援協議会設置要綱

令和元年8月20日
31福保生地第814号
改正 令和4年1月6日
3福保生地第1329号

(設置目的)

第1条 若年期にひきこもりとなった状態が長期化、高年齢化していることや、ひきこもり状態にある当事者とその家族が抱える悩みも医療・介護、所得、就労など、多岐にわたることを踏まえ、年齢によらず、当事者・家族の状況に応じた支援の在り方についての検討及び情報共有の場を設け、当事者・家族への切れ目のないきめ細かな支援を行うことを目的として、学識経験者や関係機関等からなる「東京都ひきこもりに係る支援協議会」（以下「支援協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当事者・家族の状況に応じた支援の在り方についての検討
- (2) 当事者・家族の状況に応じた支援についての情報共有
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 支援協議会は、学識経験のある者、当事者団体・家族会に所属する者、関係団体に所属する者、区市町村の職員等のうちから、東京都福祉保健局長（以下「福祉保健局長」という。）が委嘱した委員をもって組織する。ただし、東京都福祉保健局の職員を委員とする場合、福祉保健局長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 支援協議会に会長を置き、会長は会に属する委員が互選する。

- 2 会長は、支援協議会の会務を総理し、支援協議会を代表する。
- 3 支援協議会に副会長を置き、副会長は会長が指名する。会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(部会)

第6条 支援協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、支援協議会が定める事項について検討する。

3 部会の委員は、会長が指名する者をもって構成し、福祉保健局長が委嘱する。

(部会長)

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

2 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指定する者が、その職務を代理する。

(招集等)

第8条 支援協議会及び部会（以下「協議会等」という。）は、福祉保健局長が招集する。

2 福祉保健局長は、委員以外の者から意見等を聴取する必要がある場合は、委員以外の者に対して、協議会等への出席、又は資料の提出等を求めることができる。

(協議会等の公開)

第9条 協議会等の会議は、公開で行う。ただし、支援協議会の委員長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たときは、協議会等を非公開とすることができる。

(事務局等)

第10条 支援協議会における協議、検討等の充実及び効率化を図るため、支援協議会に事務局を置く。事務局はひきこもりに係る支援推進会議連絡会の東京都構成員をもって組織する。

2 支援協議会の庶務は、東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課において処理する。

(委員等への謝礼の支払)

第11条 委員等への謝礼の支払は、以下のとおりとする。ただし、東京都福祉保健局の職員は、支払の対象から除くものとする。

(1) 第3条及び第6条第3項に掲げる委員の協議会等への出席に対して、謝礼を支払うこととする。

(2) 第8条第2項に掲げる者の会議への出席に対しては、委員に準じて謝礼を支払うこととする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月6日から施行する。